

一般社団法人富山県指定自動車教習所協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人富山県指定自動車教習所協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県富山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自動車運転者教育に関する調査、研究及び優良運転者の育成、その他交通安全に関する事業を行い、もって富山県内における交通の安全と社会公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 優良初心運転者の育成
- (2) 優秀な教習所指導員育成のための教養訓練
- (3) 免許保有者に対する各種講習を通じた交通事故防止の促進
- (4) 県民に対する交通安全意識の普及、高揚
- (5) 自動車教習所の健全な運営と合理化に関する調査及び研究
- (6) 自動車運転教習の方法に関する調査及び研究
- (7) 自動車運転教習の施設、図書、教材等に関する調査、研究及び斡旋
- (8) 優良会員、教習所職員等の表彰
- (9) 自動車教習所職員の福利厚生
- (10) 高齢者講習等の委託事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員および特別会員をもって

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 富山県公安委員会の指定を受けた自動車教習所（以下「指定教習所」という。）の設置者（設置者の業務を代行する者を含む。）又は管理者であって、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 特別会員 この法人の事業に特に功労のあった者または学識経験者で、総会において推薦された者

（入会）

第6条 正会員になろうとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。
- 3 既に入会している正会員が交代する場合は、後任者が会長に会員の変更届を提出し、理事会の議決を経て会員になるものとする。

（入会金及び会費）

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。特別会員については、入会金の納入は必要としない。

- 2 正会員は、総会において別に定める年度毎に会費を納入しなければならない。特別会員については、会費の納入を必要としない。

（退会）

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。ただし、1カ月以上前にこの法人に対して、退会の予告をしなければならない。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。
 - (1) 正会員が設置し、又は管理する教習所がその事業を廃止し、又は公安委員会の指定が解除されたとき。
 - (2) 正会員が教習所の設置者又は管理者の地位を失ったとき。
 - (3) 会員が死亡したとき。

（除名）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたとき。

- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 全会員の同意があったとき。
- (2) 正会員が所属する指定教習所が、その事業を廃止し、又は公安委員会の指定を解除されたとき。
- (3) 正会員が、所属する指定教習所の設置者（代表を含む。）又は管理者の地位を失ったとき。
- (4) 6か月以上会費を滞納したとき。
- (5) 死亡したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属証明書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催する。

3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基

づき会長が招集する。

- 2 会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日々の2週間前までに、会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、会員現在数の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、会員現在数の半数以上であって、会員現在数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第18条 総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第19条 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、

代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定の適用については、その会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員)

第21条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、法人の業務を執行する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員責任限定契約)

第29条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。

なお、責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会はすべての理事で構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、または記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の決議を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員の名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この法人は、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

- 2 会員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散するときは、残余財産は、国若しくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人に帰属する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第10章 事務局

(事務局)

第44条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第11章 雑則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み変えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は池田治郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み変えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の変更規定は総会（平成26年5月21日）の決議のあった日から施行する。（第37条の変更）
- 5 この定款の変更規定は総会（令和3年5月25日）の決議のあった日から施行する。（第4条の変更）